

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人京都社会福祉士会

② 施設の情報

名称：峰山乳児院付設幼児寮	種別：児童養護施設
代表者氏名：櫛田 啓	定員（利用人数）：25名（22名）
所在地：京丹後市峰山町室27-2	
TEL： 0772-62-1251	ホームページ： http://www.mineyama-fukusikai.jp/theme8.html

③ 理念・基本方針

児童福祉の理念に基づき、子どもの権利を守り、最善の利益に配慮した援助を行う。

④ 施設の特徴的な取組

峰山乳児院付設幼児寮は京都府丹後地域における社会的養護の中心施設であるというだけでなく、京都府全域の児童相談所等とも連携を取り、子どもの養育に関する事業を展開しています。

定員は25名と小規模ですが、現在は乳児院に付設している施設の他、近隣の関係施設の2階部分や民家を活用し、合計3か所でグループケアを実施しています。

利用する子どもの多くは乳児院からの入所がほとんどであることから、乳児院と連携して、環境の変化に対し子どもにストレスを与えないよう配慮を行っています。

隣接する保育所を始め、同じ地域に法人の多くの施設があり、そのうちの高齢者施設との交流を取り入れる等、法人の有する資源を活かした取組みも行っています。また、地域の子どもの為の事業を展開し、地域住民、関係機関等と連携を図ることで、地域から認められ、信頼される施設となっています。

建物自体は古く、少人数でのケアには向かない構造ですが、仕切りを作る等の工夫をして対応しています。現在、近隣に新しい建物と立て、そこに移る計画となっています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年12月29日（契約日）～ 平成29年7月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成25年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

○法人で多くの事業を展開しており、事業運営、経営、研修、人事考課等、多くの事柄でスケールメリット活かした取り組みが行われています。また、事業所間での交流も行っており、子どもに多くの体験ができるようにしています。

○法人が「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証を取得する等、研修体系を構築し、人材育成に取り組んでいます。また、法人全体でリクルーティングチームを作り、人材確保に努めています。

○3箇所に分かれて少人数での支援（グループケア）を行うことにより、子どもとの親密な関係を構築するとともに、子どもの個別性を尊重した支援・養育を展開しています。職員の配置等にも配慮をし、子どもが安定した生活を過ごすことが出来るようにしています。

○歴史のある施設ですが、新たな事業等にも積極的に取り組んでいます。子育て養育相談事業、児童日中一時支援事業「おりーぶ」、子どもに遊び場を提供する「のびっこクラブ」等、自施設の子どもだけでなく、地域の子どもの育成に積極的に取り組んでいます。

○地域との関係作りについては、事業計画等にも明記して取り組んでいます。様々な事業や行事の実施、職員や子どもの地域行事への参加等を通じて、地域住民との信頼関係を構築し、施設の理解促進につなげています。また、ボランティアや体験学習、インターンシップ、実習の受け入れ等も施設の理解や開放につながっています。

○児童相談所と連携して、生き立ちを知らせる方法や時期を多職種で検討しています。必要に応じて、子どもには「ライフストーリーブック」を作成し、ライフストーリーワークを行っています。

○単年度計画は、中長期計画を踏まえた上で作成をしています。作成に際しては、職員の意見も取り入れ、実効性の高いものとしています。また、数値を明確にすることで、達成目標も分かりやすいものとなっています。

◇改善を求められる点

○苦情、要望、意見の区別や整理が十分ではありません。また、事故とヒヤリハットの区別や整理も同様です。それぞれの定義を明確にして整理、対応されることが望まれます。

○研修体系はあり、指導的な立場の職員もいますが、スーパービジョン体制が確立しているとまでは言えません。職員の成長を促すスーパービジョン体制の構築を期待します。

○マニュアルは最新のものをファイリングしていますが、作成日等の記載がありません。また、現状とは異なることが記載されているマニュアルもありました。見直しの時期を定め、見直し・変更をした際には日時を付すようにし、すべてのマニュアルを現状に合ったものにしていくことが必要です。

○感染症対策は委員会を設置し、適切に実施していると言えますが、マニュアルの整備は十分ではありませんでした。最新の感染症対策ができているかを確認出来るようにするためにも、見直しの記録の作成が必要です。

○記録物については、作成していないものもありました。記録は様々な面で重要な役割を果たしますので、漏れがないよう丁寧に作成して下さい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受診することで、出来ている点が確認できました。また、改善点についても明確になり、今後、取り組んでいきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
理念、基本方針は明文化し、文書でもホームページ等で確認できます。子ども、又は保護者には入所時に理念、基本方針を説明しているだけで、保護者とは会えないこともあり、全員には周知できていません。職員には会議などの場で周知し、共有しています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・析されている。	b
法人内施設長会（主任会議）、児童部門のプロジェクト会議をそれぞれ月1回開催しており、そこで経営について検討しています。情報の収集や分析は行っていますが、十分に出来ているとは言えず、更なる取組みが必要と認識しています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
施設長、主任で構成するプロジェクト会議で検討し、課題を明確して取組を行っていますが、現場の職員の意見が事業計画に反映し難い状況です。また、職員には法人の社内報や職員会議で周知をしていますが、内容は概略に留まっています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
中長期計画は法人内各施設でそれぞれが策定し、短期2年、中期5年、長期10年という形で、法人が取りまとめしています。ただ、単年度計画の進捗の中で中・長期計画に影響を及ぼすような変化があった場合には、その時点で中・長期計画の若干の手直しが必要とされるのではないのでしょうか。計画終了後の見直しとなっている場合、そういう点で連続性に欠けることがあります。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
単年度事業計画は、施設の職員会議等で現場の意見を聞きながら検討したものをまとめて法人に提出し、法人でさらに検討を加えた上で、単年度の事業計画を作成しています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
職員には会議等を通じて事業計画を周知しています。また、定期的に事業計画の進捗状況などの振り返りを行っています。個人、グループ、職員会議で振り返りを行っています。		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解をしている。	c
保護者アンケートを実施するため保護者と面会、その時に説明し理解を求めています。しかし、保護者会はなく、会うことが出来ない保護者もあり、十分な周知はできていません。全般的に、伝える工夫が十分ではありません。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
年1回の職員自己評価や人事考課を実施し、第三者評価も受診しています。養育・支援の質の向上についてはグループ会議等で検討しているとのことですが、会議録では確認できませんでした。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
職員の自己評価等を基にグループ会議や職員会議等で施設の課題を明らかにし、改善計画を策定しています。課題の一部については、担当者が改善計画を立てているとのことですが、この過程を記録した会議録等は確認できませんでした。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
職務分担表、決裁表で、施設長の役割と責任を明確にしています。不在時には権限委任に基づく代決により事務の効率化を図ることとしています。職員には会議や社内報などで施設長としての責任を表明しています。広報誌での施設長の責任、考えの表明は行っていません。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
法人内の理職研修計画を策定し、府経営協議会等の外部研修にも参加しています。そこから得た情報はリスト化し、「規程集」として整備しています。施設内会議や社内報など発信して職員に周知しています。		

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
施設外の会議や研修等に参加し、そこで得た情報、資料などを基に施設が抱えている課題を明確にして職員に周知しています。なお、施設長として施設のリーダー会議に参加して発言、アドバイスをする等、リーダーシップを発揮しています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
法人内に人材、品質、地域開発管理を点検、実施する「総合品質管理組織」を設置し、それに基づいて施設長として課題分析を行っています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
法人で人材確保チーム「SKIPPA」を結成し、人材確保に取り組んでいます。「働き易い職場」をモットーに研修体系の充実を図り、スペシャリストの養成に力を注いでいます。こうしたこともあり保育士については、充足率100パーセントに達しています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
保育士、看護師それぞれについての職務基準表を作成し、人事考課に反映する仕組みになっています。人事考課は法人が行っており、研修体形図に基づく職員研修を併行して実施しています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
ハラスメントに対応する相談窓口を法人本部に設け、法人内事業所の各施設長が他の施設職員の相談を受ける体制となっています。また、パワーハラスメント研修は毎年行っています。主任が定期的な有給休暇取得、時間外勤務の実情把握を行っています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
職員を指導職、管理職、総合職に分類、それぞれ業務遂行目標設定を行い、評価シートを使って評価、管理しています。年に2回、職員面接で評価理由の説明をして職員にフィードバックし、職員の意識向上に努めています。		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
中長期計画の中で資格取得を含めた職員の教育・研修に関する基本方針を策定し、部門毎の年間スケジュールに組み込んでいます。具体的な研修計画は、研修委員により研修体系に沿って作成し、研修機会を確保しています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
職員個別の研修計画を策定しています。法人内研修は階層別に行い、外部研修も含め個人の研修の機会の確保もできています。個人ファイルに研修計画と受講済みの結果を明記し、人事考課に反映する仕組みになっています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習担当者は実習指導者講習会を受講し、施設として実習生を積極的に受け入れており、マニュアル（実習取扱い規程）も整備しています。実習は派遣元の学校と施設の実習担当者と連携して行われています。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
法人ホームページ、法人作成の年報、パンフレット等で情報を発信、公開しています。保護者などからの苦情受付体制は確立されていますが、苦情、要望の区別が明確でなく、具体的な事案は公表されていません。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
適正な運営、経営のため外部監査が行われ、税理士の指導を受けています。しかし、施設における経理、取引など事務分掌など明確にされておらず、経理、取引などのルールが職員への周知が十分ではありません。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>地域との交流については、幼児寮と乳児院が一体で実施しています。地域の祭りである「いきいきふれあい祭り」、秋祭り、地藏盆に子ども達が参加しています。施設内に地域の母親同士のふれあいの場を設け、地域の子どもの遊ぶ場としての「のびっこ広場」として施設の一部を開放する等、地域との交流を図っています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>ボランティアを積極的に受け入れています。受入れに当たっては「受入れマニュアル」を策定し、研修、オリエンテーションを実施しています。また、中学生の体験学習なども受入れ、学校行事への協力を行っています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>市要保護児童対策地域協議会や市自立支援協議会障害児部会の構成機関等との連携を図り、情報の共有を図っています。子ども達に対応できる社会資源をリスト化し、直ぐに使えるようにしています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
<p>民生委員、要対協、学校などとの連携を図り、法人主催で施設の一部を使っての地域住民対象の講演会を行っています。また、子育て世代包括支援センターとの連携を密にしています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>歴史のある施設であることから、地域での認知度は高く、地域の子どもの関係のネットワークに参加するなど、地域の子育て相談の一翼を担っています。また、施設の一部を開放し、地域の子どもが利用できる取組みを行っています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
理念や基本方針に子どもを尊重した支援を明示し、マニュアルを作成しています。職員の倫理綱領を定め、毎年、子どもの権利擁護目的として全職員対象の研修を実施しています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
個人情報保護に対する基本方針を策定し、プライバシー保護に関する研修会や勉強会を実施して、支援に反映していますが、プライバシー保護の方針等について保護者への周知は十分ではありません。また、個人情報保護とプライバシー保護との関係を、規程を含め明確に区別して対処する必要があります。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
施設の紹介動画を作りわくわく祭りで紹介し、施設見学にも対応しています。また、施設のホームページでも情報を発信しています。ただ、施設の性格上、見学者が少ないのが現状で、保護者への情報提供も十分とは言えません。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
支援を開始する時に「自立支援計画」を作成して、子どもや保護者に分かりやすく、取り組む目標について説明しています。支援経過、内容については、細かく記載しています。保護者との面会の機会が少ないことから、説明ができていないこと、意向が十分に聞き取れていないことが課題となっています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
措置変更など他所への移行時には、児童相談所との連携を図って継続した支援、対応ができるよう努めています。家庭に帰る時には手紙で、他施設への移行時には「退所の手続き」をもとにして現況や支援経過などを記した書面で、継続した支援ができるように行っています。ただし、引き継ぎ、申し送り時の決まった様式はなく、その都度文書を作成しています。		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもとの関わりの中や職員のグループでの話し合いで、子どもの満足度を把握しています。また、保護者との面会時などで意向、満足度を把握するよう努めています。これまで子どもや保護者への具体的な満足度調査は実施しておらず、面会などで把握した子どもや保護者の意向把握は満足度を目的とした仕組みにはなっていません。支援経過の中での満足度に関する記録も確認できませんでした。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>入所時に苦情について文書やパンフレットを手渡して説明をしています。苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決の体制を整えています。ただし、入所している子どもの年齢層に合った伝え方の工夫が十分ではありません。また、ホームページで保護者などからの意見に対する施設の対応は記載していますが、苦情を公表するまでには至っておらず、苦情の吸い上げや公表が課題です。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>子どもお願い箱を設置しています。また、自分の気持ちを十分に表現できない子どもの代弁者として、子どもが誰かに自分の言葉で話せる雰囲気づくりを意識して接しています。相談相手は担当職員だけではなく、他の職員も相談できることなどを説明しています。ただ、それらを記した掲示などはありません。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速対応している。	b
<p>対応マニュアルを整備し、それに基づいた対応を行っていますがマニュアルの見直しが不十分です。子どもの対応、支援の中で子どもの要望を聞いたり、保護者との面会時に話を聞いたりしていますが、記録は確認できません。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>事故に関するマニュアルを設け、事故等発生時の対処を定めています。また、リスクマネジメント委員会で、事例等について発生要因、分析、対処、評価などを検討しています。事故報告書、ヒヤリハット、危険箇所点検表を作成していますが、収集やまとめ方が不十分です。また、職員会議の中でリスクマネジメントについての、具体的な事例を通して話し合っていますが、改めて研修としては行ってはいません。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
安全衛生推進委員会を設置し、衛生推進者（看護師）が中心となり感染症対策を行っており、感染症対策マニュアルを作成しています。ただし、マニュアルの制定、改定時期が明確ではありません。また、研修も新人研修時以外は行っていません。感染症に関する報告は申し送りを含めて職員会議の中で看護師が行っています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
災害時に対応できるよう「災害時避難マニュアル」「防災マニュアル」「緊急時対応マニュアル」等を作成していますが、見直しや改訂が不十分です。職員の「連絡網」を作成し子ども、職員の安否確認を含めて直ぐに対処できる体制を取っています。防災計画は消防本部に提出、避難訓練は毎月実施しています。施設内に数日分の備蓄を確保しています。		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
支援の標準的な実施方法を定め、マニュアルを制定し活用していますが、マニュアルの見直しを行った時期は不明で、改訂されていない箇所もありました。また、日々の支援がマニュアルに沿って行われているのか、マニュアルが現実に合っているのかを確認する仕組みはありません。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
養育マニュアルの見直しは年2回実施しているとのことですが、見直しに関する記録がありません。また、会議の中で支援や子どもを取り巻く状況などを話し合っていることは確認できますが、課題などが明らかになっても、今後の支援につなぐ指針のマニュアルに反映されていません。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	c
個別の支援計画は担当職員、グループ会議、ケース会議と手順を踏んで策定し、具体的な支援に繋げています。しかし、支援計画を策定に際してアセスメントがどのようになされたのか確認できません。また、自立支援計画に子ども一人ひとりの具体的なニーズが記載されていません。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	b
1年に3回支援計画を評価、見直し、それに従って計画を作り直しています。見直しに当たっては職員会議を開催し評価を行っています。ただし、養育支援で不足している内容（ニーズ）の把握については弱い面があります。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
定められた様式（表）に従って支援経過記録を作成し、職員間の共有を図っています。表の内容、区分けが十分とは言えず、研修は行っているものの、書き方に差が生じています。パソコンのネットワークシステムの構築しておらず、情報共有の仕組みは十分とは言えません。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
法人で「文書取扱規程」を制定し、取扱いがなされています。個人情報保護については、入所時点で保護者に説明、了承を得ていますが、子どもへの説明ができていません。		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p><コメント>月1回のグループ会議や自立支援会議で子どもを尊重した支援となるように検討し、養育の場では、その日のリーダーが、最善の支援が出来るように取り組んでいます。また、そのことが職員間で共通の理解となるようにしています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント>児童相談所との連携で、生い立ちを知らせる方法や時期を検討し、心理士や多職種の職員が関わり、会議の中でどのように知らせていくかを話し合っています。子どもにとって必要と判断した場合は「ライフストーリーブック」を作成し、ライフストーリーワークを行っています。</p>		

A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p><コメント>職員は、年に1回子どもの権利についての研修を受けており、子どもに対しては、権利ノートを使いながら権利について説明する機会（CAP研修）を作っています。権利ノートは高年齢向けと幼児向けを用意し、理解しやすい内容となっています。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント>老人施設との合同の取り組みや、乳児院の低年齢児に関わる機会をもち、他者と触れ合う機会を設けています。子ども同士のトラブルは、職員は中立の立場を取りながら、危険がないように見守り、子ども同士で解決できるように支援しています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント>就業規則に体罰禁止を明記しており、マニュアル「被措置児童（体罰）への対応」を策定し、職員に周知しています。また、定期的に研修を行っています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント>年2回、自己評価を行い、評価内容をまとめて、職員間で確認しあっています。年1回のCAP研修時、不適切なかかわりについて説明し、子どもから個別に話を聞く機会を設けています。さらに詳細まで拾い上げることができる仕組みの構築に期待します。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント>マニュアルを整備し、権利ノートを配布して通報の方法等を説明していますが、届出者が不利益を受けないことを伝えられていません、また、届出・通告の制度や方法をさらにわかりやすく伝える工夫が必要です。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント>子ども、保護者の思想や宗教の自由を尊重するようにマニュアルにも明記して、職員には研修の場でも伝えていきます。現在、事例はありません。</p>		

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p><コメント>入所時には、個別の物を準備し、受け入れ職員とゆっくり過ごす時間を設けています。2週間記録を作成し、アセスメントを行っていますが、入所してからの対応について、マニュアルが作成できていません。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント>グループごとに「子ども会議」の機会を設けて、行事の内容や日常のルールについて話し合っています。子どもが主体的に取り組めるように職員が働きかけています。子ども会議の記録は確認できませんでした。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<p><コメント>習い事や地域行事への参加など、子どもの希望に沿えるように支援しています。ゲームの使用等、日々の暮らしの中で必要なルールを子どもと共に取り決めていきます。希望に添えないことは、納得できるまで子どもに説明しています。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方な経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント>職員と共に買い物に行く機会を設け、祭りの時はお小遣いを渡すなど、子どもの年齢に応じて、お金の使い方や貯めることを学べるように取り組んでいます。入所児童の年齢が低いため、大人が管理をすることがほとんどです。また、計画的な取り組みとはなっていません。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
<p><コメント>家庭復帰にあたっては、児童相談所を協議し、復帰プログラムを作成しています。家庭復帰後は家庭訪問を行い、子どもの様子を把握しています。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	c
<p><コメント>入所者の年齢が低いため、該当する項目がありません。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント>退所時には、児童相談所、要保護児童対策地域協議会と連携しています。退所後も自由に来訪を受け入れ、相談を受け支援する体制を整えていますが、退所後に集まる機会は設けていません。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしつかり受け止めている。	b
<p><コメント>アセスメントやケースカンファレンス、自立支援会議を通じて、子ども一人ひとりの生育歴や心理的な背景を理解し、課題に向き合い、子どもを受け止めて支援しています。</p> <p>入所者が低年齢のため、アンケートは実施できていません。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント>子どもと個別的に触れ合う時間を大切にしているとのことですが、もう少し時間が必要と感じているとのこと。子どもの欲求に対しては、柔軟に対応するように心掛けています。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント>子どもが自らできることを増やし、失敗したときには職員がフォロー出来るように声掛けをしています。また、子どもに対する意識の共有化を図っています。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント>「遊び 活動」の年間目標、月間目標を作成し、振り返りを行っています。職員は「のびっこクラブ」で地域の子どもを関わる機会を持ち、遊びに関する情報を把握しています。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント>職員は研修を通じて模範となる態度を身につけ、掃除は子どものいるときに行うなど、生活の場で社会常識が身につくように支援しています。また、地域行事の参加や外出の機会を作り、社会ルールを習得するように努めています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
<p><コメント>食事は少人数で、生活リズムに応じて時間を配慮しています。お誕生には、外食やパーティーを企画する等の工夫をしています。ただし、食堂が子どもの部屋、寝室とは離れた場所にあり、生活と離れた環境となっています。</p>		

A⑳	A-2-(2)-㉔ 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント>子どもの食べたいメニューを聞き取りつつ、栄養士が子どもの嗜好や健康状態、アレルギーに配慮した献立を作成しています。月1回の給食会議で子どもの状況について共有化を図っています。</p>		
A㉑	A-2-(2)-㉓ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p><コメント>子どもと一緒に食材の買い物、調理を行う機会を設けています。伝統行事の料理や季節の料理を取り入れ、食習慣やマナーを身に付けられるような支援に努めています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉒	A-2-(3)-㉑ 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント>季節やTPOに合わせた衣類を準備するようにし、個別に衣類を整えています。子どもが選んで購入出来るように、職員と一緒に買い物に行くことがあります。発達に応じて、衣類の整理整頓が出来るように配慮しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉓	A-2-(4)-㉑ 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p><コメント>年齢に応じて、使いやすいように、子ども部屋を整え、一人ひとりの収納スペースを設けています。環境整備マニュアルを策定し、住環境を整えています。トイレが男女共用で、使用しやすいものとなっていません。</p>		
A㉔	A-2-(4)-㉒ 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント>もともとは大きな部屋だったものを、家具やパーテーションを活用し、少人数のグループで過ごせるようにしています。小学生は別に部屋を確保し、居場所と作っています。職員は主に年少児の近くで過ごしており、常に目が届くようにしています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉕	A-2-(5)-㉑ 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント>うがい、手洗いの必要性を子どもに伝え、洗面、歯磨き身だしなみが発達段階に応じて、自分で出来るように支援しています。年齢に応じて交通ルール、マナーについて学べる機会を設けています。「子ども安全プログラム」を作成し、幼児、小学生に分けて目標・課題を設定しています。</p>		
A㉖	A-2-(5)-㉒ 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント>平常の健康状態を確認し、申し送りノート等で職員が把握できるようにしています。必要に応じて専門科の受診をし、服薬が必要な子どもは、定期的に受診するなど、医療機関と連携しています。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		
A⑳	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント>担当職員が本を利用して、性について伝え、個別に必要な根年齢に応じて、性教育プログラムを作成しています。外部講師を招くなど、学習会を実施する機会は持ていません。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A㉑	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
<p><コメント>一人ひとりの収納スペースを設け、衣類・玩具等個別の物を提供しています。自分のものとわかるように、年少児にはマークを付け、個人所有が分かるように工夫していますが、片付けが課題となっています。子供の好みに合わせて購入できるように、職員と買い物に行くなどの配慮をしています。</p>		
A㉒	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
<p><コメント>一人ひとりのアルバムを作成し、自由に見ることが出来るようにしており、成長過程や生い立ちを知ることが出来るよう配慮しています。子どもの退所時には、アルバムを手渡しています。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉓	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント>子どもの不適応行動を担当職員で抱え込まないように、研修を通じて伝えています。不適応行動が起こった時は、ケースカンファレンスを行い、職員間で共有し、子どもには場所を変えて、個別に話をする機会を作っています。</p>		
A㉔	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント>CAP研修など、人権に関する研修の機会を設けています。マニュアルに「いじめを発見して際の体制」を定めています。</p>		
A㉕	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p><コメント>「強引な引き取り対応マニュアル」を策定し、他の子どもへの安全を図るため、防犯訓練を実施しています。施設の入り口にはカメラを設置しています。</p>		

A-2-(9) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント>臨床心理士を配置し、心理療法室でセラピーを実施しており、グループ会議の様子を報告し、ケースカンファレンスにつなげています。今年、愛知教育大学の先生から研修を受け、ケースカンファレンスで意見を聞いていますが、スーパービジョンと言うまでは至っていません。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント>学習ボランティアを活用し、学校と連携しながら学習について、支援しています。特別支援学級の学期懇談会に参加し、担任教師とはノートを活用して連絡を取っています。</p>		
A㉒	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	c
<p><コメント>年少児対象の事業所で、項目に該当しません。</p>		
A㉓	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	c
<p><コメント>年少児対象の事業所で、項目に該当しません。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント>家庭支援専門相談員を配置し、家族の相談に応じています。児童相談所を連携し、子どもに適切な家族との面会・外出・外泊の支援を行っています。外出・外泊後の状況について、子どもや家族から聞き取りをして、経過記録に残していますが、不適切なかわりに気づけるような、外出・外泊後の手順書等の作成はしていません。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント>児童相談所等の関係機関と連携し、アセスメントやケースカンファレンスと通じて、親子関係再構築に取り組んでいます。外泊時は、生活点検表を家族に記入してもらい、アドバイスをしています。親子生活訓練室は、施設建て替えに向けて検討中です。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A㉖	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	c
<p><コメント>基幹的職員を配置し、グループで相談できる体制を整えていますが、スーパーバイザーの研修を行うなど、スーパービジョンの体制が不十分です。</p>		